

# 記者発表資料

国土交通省豊橋河川事務所

平成 24年 7月 9日

## 新『河川愛護モニター』決定 ～住民の視点で豊川を観察～

1. 概要 : 当事務所では、一級河川豊川（とよがわ）近隣在住で河川愛護に関心を持つ人を公募し、『河川愛護モニター』に委嘱しています。

施設の利用状況や異常の発見など、住民の視点から得た情報を報告してもらうとともに、地域への河川愛護啓発活動等をお願いしています。任期は7月～翌年6月迄で、今回は、新しい河川愛護モニターを迎えて、委嘱式を行います。
2. 日時・場所 : 平成24年7月11日（水）13時30分～15時

豊川防災センター（豊橋市北島町字北島364 ※別添地図  
『国土交通省豊川出張所』併設）
3. 添付資料 : 別紙資料
4. 解 禁 : 指定なし
5. 撮 影 : 自由
6. 配布先 : 豊橋市政記者会
7. 問合せ先 : 国土交通省豊橋河川事務所 管理課長 ながしま よしたか  
長嶋 佳孝

電話 0532-48-8105（ダイヤルイン）090-8868-6148（携帯）  
FAX 0532-48-8100

# 河川愛護モニター委嘱式 会場

豊川防災センター（豊橋市北島町字北島 364）

※『国土交通省豊川出張所』（下地図）併設



平成24年7月11日（水）13時30分～15時

1. 活動内容

「河川愛護モニター」の主な仕事は、次のとおりです。

①河川の状況を観察し、毎月レポートの提出をお願いします。

②次に掲げる場合などに通報又は連絡をお願いします。

ゴミなどの投棄若しくは流水又は施設等に異常を発見した場合、河川の自然環境の変化又は利用上の障害となるような状況を発見した場合、近隣の方々等から河川管理又は利用などに関する要望があった場合

③年に一回程度のモニター会議（意見交換会）へご参加願います。

④地域等への河川愛護思想の普及啓発活動（無理のない程度）をお願いします。※なお、定期的な河川の巡視や、不法行為（ゴミ投棄等）を行う者に対する注意等を行う責務及び権限を有するものではありません。

2. 活動範囲 豊川の次の2区間より選択。

【豊橋区間】河口から大村樋門までの右岸

【豊川区間】三上橋から江島橋までの左岸

3. 応募資格 次の掲げる要件を全て満たす方です。

- ・豊川の上記活動範囲近隣にお住まいの方で河川に接する機会が多い方
- ・河川愛護に関心を持ち、「1 活動内容」を実行できる20歳以上の健康な方

4. 委嘱方法と任期

中部地方整備局長より委嘱します。任期は平成24年7月1日から平成25年6月30日まで。ただし、期間満了以前に委嘱を終了する場合があります。

5. 募集人員

各区間それぞれ1名 計2名

6. 手当

月額4千円程度を予定

7. 選考方法及び結果通知

年齢、地域構成等から総合的に選考させていただきます。なお、選考結果は、郵送にてお知らせいたします。

8. 応募方法

①豊橋河川事務所ホームページから応募

②応募用紙を「10. 応募及び問合せ先」に請求、若しくはホームページからダウンロードして、豊橋河川事務所へ提出（郵送可）

9. 募集期間

平成24年5月1日から平成24年5月25日（必着）